

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

山梨国民年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

A 町役場（現在は、B 市役所 A 支所）から通知があり、昭和 54 年度分の国民年金保険料が未納であると指摘された。私は大学卒業以来納付していたつもりであったが、役場に問い合わせをし、卒業した年の保険料が支払われていないことを確認したので、当該保険料を役場の窓口で納付した。間違いなく納めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町役場から申立期間の国民年金保険料が未納である旨の通知を受け取り、当該保険料を役場の窓口で納付したと主張している。

しかし、申立人が保管している年金手帳及び A 町役場保管の国民年金被保険者台帳に記載されている被保険者資格取得日はいずれも昭和 55 年 4 月 1 日であり、訂正された形跡や不自然な記載等も無いことから、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月 8 日時点では申立期間の国民年金保険料は過年度保険料になるため役場の窓口では納付することができない上、申立人から提出された確定申告書では、申立期間の保険料を確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 1 月 1 日まで
A社を退職した時の厚生年金保険の記録について、資格喪失日が昭和 49 年 12 月 31 日とされていたが、同年 12 月 31 日は退職日であり、資格喪失日は 50 年 1 月 1 日になるはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 12 月 31 日は退職日であり、資格喪失日は 50 年 1 月 1 日になるはずである。」と主張している。

しかしながら、A社の人事担当者は、「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたので、入社月の給与からは保険料を控除せず、その翌月の給与から保険料を控除していた。また、退職日が月末の場合には資格喪失日が翌月 1 日となるので、このような場合には、退職月の給与から 2 か月分の保険料を控除していた。」と回答しているところ、同社から提出された申立人の在籍期間における賃金台帳によると、申立人が同社に入社した昭和 49 年 4 月の給与からは厚生年金保険料は控除されておらず、同年 5 月から同年 12 月までの給与からはそれぞれ 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることから、同年 12 月に控除されている厚生年金保険料は同年 11 月の保険料であり、同年 12 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「提出した賃金台帳以外の関連資料は見当たらず、後日、申立人から保険料を徴収した形跡も見当たらない。」と回答しているところ、申立人も「A社を退職後、会社から昭和 49 年 12 月の厚生年金保険料を請求された覚えは無い。」と申述している。

さらに、A社の人事担当者は、「当社において、申立人の退職日（昭和49年12月31日）が雇用保険の離職日（同年12月30日）と異なっていることについて、当時の関連資料が見当たらず不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 2 月 15 日まで
A社で、昭和 46 年 7 月 1 日から勤務していたにもかかわらず、同社での資格取得日が 47 年 2 月 15 日となっている。厚生年金保険にすぐ加入したはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員の証言から、申立人が昭和 46 年 7 月 1 日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の代表者及び事務長は既に死亡している上、同社の給与関係資料及び人事記録等関連資料は無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の役員は、当時の事務長が、社会保険の手続、給与計算等を全て一人で行っていたので、断言はできないものの、申立人が社会保険に加入していないときに、当該給与から保険料を控除するとは考え難い旨申述している。

さらに、申立期間及びその前後の期間にA社で勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。